

信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく認可法人です。

■ 基本理念

**私たち
創造性豊かな中小企業のよきパートナーとして
多様で活力ある成長と繁栄を
サポートします。**

～千葉県信用保証協会～

■ 目 的

中小企業者等のための信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

■ 業 務

信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- ①中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ②中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- ③銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証したこととなる債務の保証
- ④中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ⑤前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

信用保証協会は、前に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において次の業務を行っています。

- ①前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- ②前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権(以下、「特定金銭債権」という)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類似又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け
 - ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む)
 - ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言
- ③投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る)に必要な資金の出資
- ④前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務